

旭川市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)、旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12年旭川市条例第51号)及び旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成12年旭川市規則第51号)に定めるもののほか、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営許可等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 墓地等を経営する者及び経営しようとする者は、墓地等の経営に係る永続性及び非営利性を確保するとともに、周辺の生活環境との調和及び公衆衛生の保全に十分配慮しなければならない。

(経営主体)

第3条 墓地又は納骨堂を経営する者は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合には、墓地については次項、納骨堂については第3項の定めるところによる。また、火葬場を経営する者は、地方公共団体に限るものとする。

2 地方公共団体以外の者であって墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 宗教法人(宗教法人法〔昭和26年法律第126号〕第4条第2項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。)であって、次の要件を全て満たす者。

ア 自己の信者の焼骨のみを埋蔵するための墳墓を設置する場合であって、当該墓地が当該宗教法人の宗教活動上必要であること。

イ 宗教法人法に基づく登記(以下「宗教法人登記」という。)がされた主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、かつ、当該事務所について宗教法人登記をした日から許可申請の日までの期間が5年以上経過し、当該期間中継続して宗教活動を行っていること。

(2) 公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律〔平成18年法律第49号〕第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。)であって、次の要件を全て満たす者。

ア 地域の需要を満たせない等特別な事情があるために、焼骨のみを埋蔵するための墳墓を設置する墓地の経営を目的として設立されたものであること。

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく登記(以下「公益法人登記」という。)がされた主たる事務所又は従たる事務所を市内に有すること。

3 地方公共団体以外の者であって納骨堂を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 宗教法人であって、次の要件を全て満たす者。

ア 寺院、教会等の境内地(宗教法人法第3条に規定する境内地をいう。)又はその隣接地に設置する場合であること。ただし、保健所長が公衆衛生上その他公益の見地から支障が

ないと認めるときは、この限りでない。

イ 宗教法人登記がされた主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、かつ、当該事務所について宗教法人登記をした日から許可申請の日までの期間が5年以上経過し、当該期間中継続して宗教活動を行っていること。

(2) 公益法人であって、次の要件を全て満たす者。

ア 納骨堂の経営を目的として設立されたものであること。

イ 公益法人登記がされた主たる事務所又は従たる事務所を市内に有すること。

(経営に使用する土地の要件)

第4条 墓地等の敷地である土地は、墓地等を経営する者が所有し、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものでなければならない。ただし、やむを得ない事情により自己所有地によることができない場合は、墓地等の経営期間にわたり当該土地を永続的に使用することができる権利を有し、かつ、墓地等経営のための地上権の設定について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記がされていること。

(名義貸しの禁止)

第5条 墓地等の経営の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に墓地等の経営を行わせてはならない。

(既存みなし墓地)

第6条 現地調査又は土地登記事項証明書により、法施行日以前から存在していることが確認できる墓地は、明らかに従前の命令の規定による許可を受けていないと認められる場合を除き、法第26条の規定により、その許可を受けたものとみなされる墓地（以下「既存みなし墓地」という。）とみなし、次の事項に留意するものとする。

(1) 全ての経営主体の墓地について適用されること。

(2) 経営者から墓地台帳登録依頼書（別紙様式1）を徴して墓地台帳に登録することとし、依頼書には次の書類を添付することとする。

ア 墓地の区域の図面（地番並びに面積及び面積の算出に係る長さが記入されたもの）

イ 墓地の区域の周囲110メートル以内の略図（道路、軌道、河川、湖沼、公園、学校、病院その他の公共施設、人家及び飲用水源の位置を記載したもの）

ウ 施設の配置図及び墳墓の区画図（通路を明示したもの）

エ 墓地に係る土地の登記事項証明書

オ 法施行以前から存在していることを明らかにする書類

カ 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

キ その他保健所長が必要と認める書類

(3) 複数の世帯が共有して使用している場合は、土地の登記事項証明書上の所有者を経営者として台帳に登録すること。この場合において、個人が経営者となるときは、現在使用している世帯数より増やすことはできないこと。

(4) 当該地の登記事項証明書上の所有者が死亡等により確認できない場合は、当該地を相続等により承継した者を経営者として台帳に登録すること。

(5) 墓地台帳に登録する面積は必要最小限とし、余剰な部分については分筆して登録すること。

(許可条件)

第7条 保健所長は、法第10条第1項及び第2項の規定により許可をする場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

附則

(施行期日)

1 この指針は、令和8年9月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日において現に法第10条第1項の規定による許可を受けて経営されている墓地又は納骨堂については、当該墓地の区域又は納骨堂の敷地を拡張しようとする場合を除き、第3条及び第4条の規定は適用しない。

別紙様式 1

墓地台帳登録依頼書

年 月 日

旭川市保健所長

申請者 住 所

氏 名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の墓地については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）施行以前から墓地として存在していることが明らかですので、台帳に登録されるようお願いいたします。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 区域の地目
- 4 区域面積
- 5 区画面積
- 6 区画数
- 7 管理者（本籍・住所・氏名）